

# 福島市行政改革に関する提言

平成20年12月24日

## 福島市行政改革推進委員会

委員長	高野行雄
委員	大出隆秀 (委員長職務代理者)
委員	小川静子
委員	出雲篤子
委員	須田光江
委員	安田和広

## I はじめに

本委員会は、平成6年10月に自治省が示した「地方公共団体における行政改革推進のための指針」に基づき、平成7年4月に設置された「福島市行政財政見直し本部（本部長：市長）」に対し、新規策定する行政改革大綱に関しての住民代表からの提言を行うとともに、同大綱の進行管理を担う組織として、それまでの「福島市行政改革懇談会」に代わり設置されたもので、以来、6期にわたり、「行政財政運営の見直しに関する基本的事項について協議し、市長に提言を行う」ことを所掌事項として、活動を行っております。

6期目にあたる現在の委員は、平成18年11月28日から平成20年11月27日の2年間を任期として活動してきましたが、任期終了にあたり、これまでの検討を踏まえ、福島市の行政改革に関する提言を取りまとめたところであります。

## II 福島市の行政改革の評価

現在、本市の行政改革は、平成18年3月に策定された「福島市行政改革大綱2006」に基づき、その実行計画として策定された「福島市集中改革プラン」により進められておりますが、策定後に就任した委員による現委員会においては、もっぱら同プランの進行管理を担ってきました。

なお、同プランは、それまでの大綱に基づく各部局の取り組みを年次計画として取りまとめた推進計画に対して、総務省が示した策定項目を反映させながら、本市の現状を精査した中で策定したものであり、取り組む項目として、事務事業の見直し、外部委託の推進などの6項目を設定し、各項目の取り組みを81件の具体的行動内容として体系的に整理したことから、全体像が分かりやすいものとなり、また、その成果についても進捗状況に差はあるものの、年度ごとに見直しを行ってまいりました。

その結果、

- ① 事務事業の見直しにおいては、福島観光協会と市物産振興協会を統合し職員兼務の体制から民間主導による組織運営へ転換すること、また、大波小学校上染屋分校を大波小学校に統合し経費縮減のみならず教育の質の向上を図ることを推進した。
- ② 外部委託の推進においては、指定管理者制度の18年度からの導入と21年度からの対象施設拡大を行うことにより市民サービス向上と行政コストの縮減を図り、また、資源物収集業務の民間委託の推進や本庁舎電話交換・案内・放送業務の民間委託を実施することにより行政コストの縮減を図った。
- ③ 定員管理・給与の適正化においては、定員及び給与に係る人事行政の運営状況等を公表することにより透明性確保を図った。
- ④ 出資法人の見直しにおいては、100%出資法人からの職員派遣引き上げを推進することにより直接的関与を緩めながら団体としての独自性確保を図った。
- ⑤ 収入・支出の見直しにおいては、未利用財産の売り払い及び補助金の整理合理化等を推進することによって財源確保を図った。
- ⑥ 組織の見直しにおいては、事務事業を整理することにより、都心東まちづくり推進事業所を廃止、産業交流プラザと工業振興課を再編、滞納整理推進室や地域医療対策室を新設するなどにより、行政の円滑化等を推進した。

といった成果を確認したところであり、一定の評価ができるものであります。

### Ⅲ 福島市行政改革に関する提言

現在、地方公共団体で取り組んでいる行政改革は、国が示した改革の指針を色濃く反映したものとなりがちです。これは、地方における行政改革の取組内容を国から地方への財源の配分に連動させるなど、言わば中央集権的な発想の「飴と鞭」とも言える仕組みが取られていることが影響しているものと考えます。

無駄を省くこと、仕事の効率を上げること、行政経費の節減を図ることなど、これら国の指針に盛り込まれている内容は、地方にとっても当然に取り組むべき内容であり、また国の指針において中心的課題とされている行政コスト削減や採算性の議論、これだけをもって真の行政改革が完結するものではありません。

今、地方公共団体に求められる行政改革は、国の示す指針のみに縛られるのではなく、地方がその実情を十分に踏まえ、市民の生命・財産・生活の安心・安全を守るための独自の工夫を行い、市民のための行政を執行することによって、より一層の市民福祉の向上を図っていくための改革であるべきと考えます。

以上の観点から、今後の福島市の行政改革に関して、次のとおり提言いたします。

#### 1. 新たな行政改革大綱の策定にあたって

現在の大綱は、平成18年度から21年度までの4年間で推進期間としているため、最終年度となる21年度には、それまでの検証結果をもとに新たな大綱策定を検討することとなります。一方、市町村においては、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画基本構想を定めるものとされております。

したがって、新たな大綱については、今後示されることとなると思われる総務省による指針を踏まえながらも、本市独自の視点に立ち、今後、策定が進められる、平成23年度からを計画期間とする新たな総合計画基本構想との整合性を図りながら、体系的に再構築するよう提言いたします。

#### 2. 市民目線、市民側に立って行政改革のあり方を検討する観点について

例えば、公共施設の利用にあたっては、利用時間の設定は概ね午前・午後・夜間となっており、利用者側の必要な利用時間とは異なる場合であっても、条例に基づき扱われ使用料を支払うこととなっています。これは、利用者の立場からすれば、必要以上の費用負担を強いられていると考えることもできますが、一方で、規定されている時間設定等を念頭に利用している利用者からすれば、市の取り扱いが、妥当なことということにもなります。

市民サービスのあり方を考える場合、この例のように、どちらが利用者にとって利用しやすいかなど、市民目線で見直しを行い、その可能性について十分な論議が必要であります。

また、これが行政改革の一環として論議され、その経過や結果について公表していくことによって、市民のための行政が行われていることを理解してもらえることから、本委員会における論議も含めて、市民の立場に立った行政改革の検討内容について、積極的に公表していくことを提言いたします。

### 3. 本委員会の再構築について

本委員会は、設置以来、各分野を代表する10名以内の委員による協議を行ってきましたが、平成18年度からの指定管理者制度導入や本年12月からの公益法人改革というように新たな行政課題が発生し、対象となる分野が益々拡大する中であっては、現在の数の委員での協議では十分な検討を加えることが困難となってきました。

また、現在の委員会の協議事項は、集中改革プランの進行管理が主な内容となっていました。また、市民代表として参画している以上、市の集中改革プランの内容にかかわらず、行政改革としてすべきことを提案するといった根本的な部分が必要だったとも考えます。

そこで、委員数の増加は伴いますが、行政改革大綱の検討、指定管理者制度の運用など、必要と思われる課題に対応した分野ごとに専門部会をつくり、それぞれ具体的に論点を絞った中での論議を十分に行う方式への転換を提案いたします。

なお、委員の選任にあたっては、市民との協働のまちづくりの観点から、様々な分野から人材を集める必要があるものと考えます。

さらに、国が主導する行政改革のみに縛られることなく、地方分権を確かなものにしていくための行政改革を目指す上から、類似する組織を持つ他市との委員同士による意見交換の場の設定についても検討すべきと思います。

## IV おわりに

現在、新庁舎の建設が着工されたところですが、庁舎が新しくなっても、中に入る職員が変革しなければ意味がないと思います。

市民との協働によるまちづくりを進める中で、新庁舎建設はすべてを新たにに取り組むことができる良い機会と捉え、“新しい酒は新しい革袋に盛れ”と昔から言われておりますように、国の方針に従うだけでなく、本市独自の視点を確立させたいと、新しい内容や考えを表現するためには新しい形式が必要だということ意識した中で、行政改革を推進されることを期待します。

さらに、行政改革の取組みが市民生活の向上にどのように結びついたかを的確に評価するとともに、その成果を市民が実感できるように、より一層わかりやすく情報提供がなされるよう望むものであります。